

平成30年度

第3回

岸和田市開発審査会会議議事録  
【公開用】

平成31年3月5日

岸和田市開発審査会

平成30年度第3回岸和田市開発審査会会議議事録

■ と き 平成31年3月5日(火)午後3時30分～午後4時30分

■ と こ ろ 岸和田市まちづくりの館 集会室

■ 出席委員 会 長 中井 秀 樹  
委 員 木 多 道 宏  
委 員 遠 藤 省 三  
委 員 塩 路 陽 香  
委 員 牧 田 武 一

■ 開 会 定足数の確認(事務局)  
委員7人中5人が出席  
(岸和田市開発審査会条例第5条第2項に規定する定足数を具備)

■ 案 件 一般案件 1件  
報告案件 2件

■ 閉 会

■ 配 席 図

■ そ の 他

(1) 傍聴人 なし

## ■ 開 会

### ・定足数の確認

事務局より、定足数を確認し委員7人中5人が出席し、岸和田市開発審査会条例第5条第2項に規定する定足数を具備することを報告する。

### ・会議の公開

事務局より岸和田市審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例第3条により、公開となることを報告。

### ・議事録署名人指名

中井会長より、岸和田市開発審査会条例施行規則第3条の規定に基づき議事録に会長とともに署名する者として、木多委員および遠藤委員を指名された。

## ■ 案 件

○議案第1号 提案基準1 1 「特認校就学等世帯が一戸建専用住宅等を建築する場合の取扱い」の制定について

《事務局より資料に基づき、議案の付議内容について説明を行う。》

委 員 今回は特認校児童の世帯を基準の対象とし、今後は一般世帯についての基準の緩和を時間をかけて検討していくということは評価できます。また土地について自己所有地に限らず、借地でもよいということも評価できます。

質問として、第5に「特認校就学等世帯」とあるが、許可申請の書類に住民票を添付させて世帯構成を確認するのか。また、例えば甥、姪と同居する場合もこれに該当するのか。

事務局 住民票を添付させて世帯構成を確認することになります。甥、姪などの世帯以外の者と同居する場合については、個別に判断することになります。

委 員 最近の流れとして、「事実婚」というものが認められている場合もある。

実態を見て柔軟に判断すればよいのでないか。

委員 「世帯」以外には適切な言葉が見当たらないので、文面はこれでよいと思う。基準に合わない場合が出てくれば、審査会で審議すればよい。

委員 第5では「建築していないこと。」とあるが、既存住宅を利用し住む場合はこの基準は適用されないのか。

事務局 今回の基準は住宅を建築する場合の基準であります。空き家などの既存住宅に住む場合で用途変更となる場合は、提案基準7の適用となります。

委員 第1～第4の本文の「・・・とする。」や「・・・をいう。」に対し、第5は「・・・こと。」と表現が異なっているので、統一すればよいと思う。

事務局 検討します。

委員 「40以上の建築物が連たん・・・」とあるのは、相川町、塔原町を含めるためにこの表現になったのか。

事務局 前回審査会の素案では、東葛城小学校から徒歩圏外の相川町、塔原町を適用外としていましたが、地元との協議により全町を適用することになりました。2町は「40以上の建築物が連たんしている地域」に含まれます。連たんとは建築物が50m以内で連なっている状態をいいます。

委員 40戸連たんということは、集落の内部又は付近ということか。

事務局 そうです。集落から遠く離れた場所では建てられません。

委員 40戸連たんは、「おおむね50戸」からの基準であるが、これはどこからの基準か。

事務局 開発許可制度運用指針にあるものです。地域のコミュニティ維持のための基準でありますので、集落の近くということと、全町を含めるということでこの表現になりました。

会 長 議案第 1 号は原案通り承認とします。

## ■ 報 告

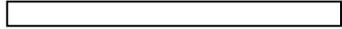
○報告第 1 号 山直中町における一戸建専用住宅（自己居住用）の開発許可  
について

報告第 1 号は、自己用住宅に係る報告となるため、公開図書より資料  
を含め、削除します。

○報告第 2 号 積川町における一戸建専用住宅（分家）の開発許可について

報告第 2 号は、自己用住宅に係る報告となるため、公開図書より資料  
を含め、削除します。

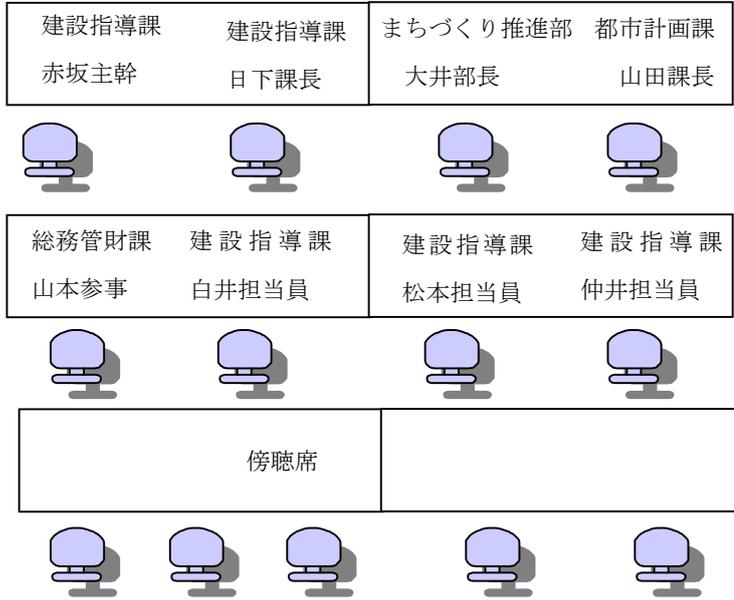
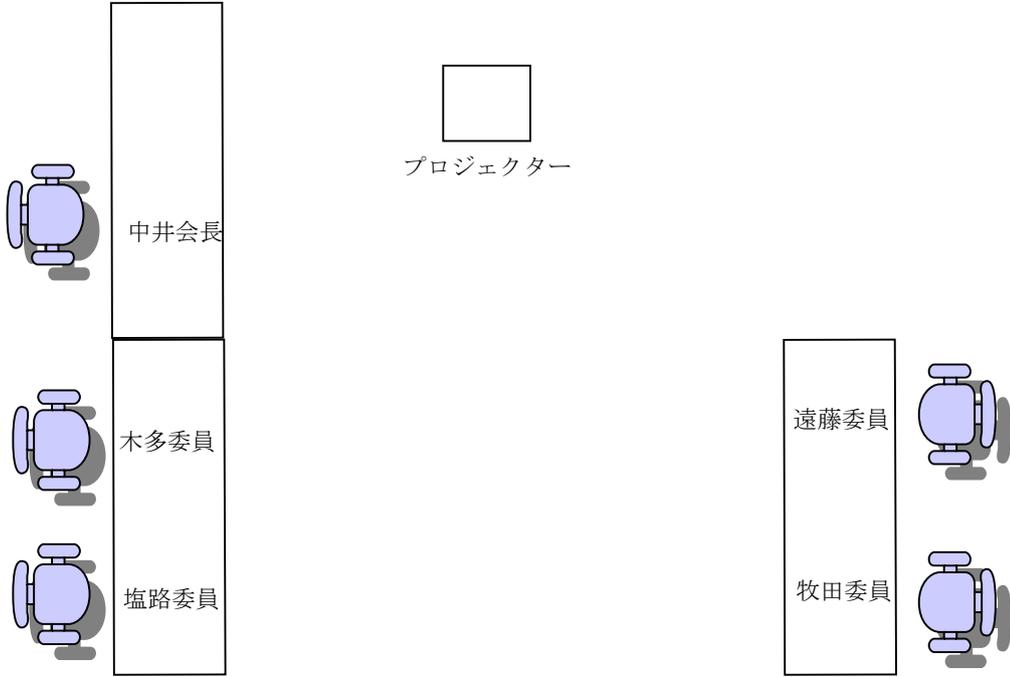
## ■ 閉 会



スクリーン



プロジェクター



### 配席図